

第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）（案）及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）（案）に対する府民意見等と大阪府の考え方について

大阪府では、第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）の策定に当たり、本計画案に対する府民意見を募集しました。

お寄せいただいた、ご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

1 募集期間

令和3年12月27日（月曜日）から令和4年1月27日（木曜日）まで

2 募集方法

電子申請、郵送、ファックス

3 提出された意見等の件数

2名から2件（うち公表を望まないもの1件）の意見提出がありました。

内訳は、第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）に関するもの1件、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）（案）に関するもの1件（うち公表を望まないもの1件）、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）（案）に関するもの0件です。

4 提出されたご意見等の概要と大阪府の考え方

① 第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画

該当項目	ご意見等の概要	大阪府の考え方
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	大阪市野鳥園臨港緑地とその周辺を鳥獣保護区に指定するようお願いいたします。理由は、(1) 大阪湾ではじめてのラムサール登録湿地への道筋を作ること、(2) 猫等が放されたり、人による野鳥の捕獲を防止することです。	鳥獣保護区の指定は、都市化が進んだ本府において、野生鳥獣を保護し、生物多様性の保全を確保する上で大変重要なものと認識しています。 当該緑地は公の施設であり動物の放置や野鳥の捕獲等が禁止され、当該施設及びその周囲は海域を含めて特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されるなど、野生鳥獣の捕獲等が制限されています。 ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

② 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）

ご意見等が1件（うち公表を望まないもの1件）ありました。

③ 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）

ご意見等なし